当薬局の設備・機能及び処方せん応需にあたって提供するサービスの概要

1 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし保険薬局の指定をうけ、薬剤師が健康保険法に基づき保険調剤を執り行います。

2 健康保険法、労働者災害補償保険法、生活保護法、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律などの各種公費負担医療に係る処方せんも受付けます。

3 当薬局は、患者様・家族等から収集した副作用歴、アレルギー歴、服薬状況、お薬手帳、薬歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行い、薬歴への記録や必要な薬学的管理を行います。

4 当薬局は、患者様の服用薬剤の種類や経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所からの薬剤が処方されている場合には、服用薬同士の重複や相互作用をチェックします。また、薬剤情報提供文書も用い、処方された薬剤の適正使用に必要な説明を行います。薬剤交付後は、服薬状況等や体調変化等継続的な確認のため、必要に応じて指導を行います。

5 当薬局は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）及びバイオ後続品の使用促進に積極的に対応しています。

6 当薬局は、処方せんによる医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問し薬学的管理及び服薬指導を行います。

7 当薬局は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報、特定健診情報などの情報を取得・活用して調剤・服薬指導等を行います。また、マイナンバーカードの健康保険証利用や電子処方箋等に係る取組など医療ＤＸを通じて質の高い医療提供に取り組んでいます。

8 当薬局は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報、特定健診情報などの情報を取得・活用して調剤・服薬指導等を行います。また、マイナンバーカードの健康保険証利用や電子処方箋受付・電子カルテ共有サービスの活用を行うなど医療DXに係る取組を行っています。

9 当薬局は、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収書の発行に際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

10 当薬局は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に支払を受ける場合は、あらかじめ、患者様に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得ます。

評価療養： 将来、保険に適用するかを評価段階にある医療技術のことです。現在保険適用外の診療でも、評価療養に認定されると、保険給付対象分は保険が使えます。

患者申出療養： 未承認薬を使うと全額自己負担となりますが、患者様申出の上、国が実施を認めると保険給付対象分は保険が使えます。

選定療養： 後発医薬品がある先発医薬品を希望される場合は、特別の料金がかかります。

11 災害やパンデミック等の発生時において、医薬品や医療衛生材料の供給、医療サービスの継続に必要な体制を整えています。

12 保険外費用について、以下の費用を徴収させていただきます。

◆医師の指示がない一包化　※「一包化」・・・複数の内服薬を服用時点ごとに分包しなおす。
１回受付ごとに　３０日分まで一律１１００円（税込）、以降1日分増すごとに44円（税込）加算させていただきます。

◆お薬容器の販売
患者様の希望によるお薬容器の販売は以下の金額を徴収いたします。

容器規格	販売金額(税込)
軟膏12g	33円
軟膏24g	
軟膏36g	
軟膏60g	66円
軟膏120g	

容器規格	販売金額(税込)
投薬ビン30ml	33円
投薬ビン100ml	66円

規格	販売金額(税込)
ディスポシリンジ2.5m l	66円

◆調剤薬の配送　（一部対応除外品あり、詳しくは薬剤師までお問い合せください）

配送エリア			東海地区外		東海地区	
県名			東海地区外 都道府県		岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	
No	サイズ	重量				
1	60	2kg	555円	610円	500円	550円
2	80	5kg	619円	680円	537円	590円
3	100	10kg	746円	820円	619円	680円
			税抜	税込	税抜	税込

薬局情報・施設基準一覧

薬局名称	所在地1	所在地2	調剤ＴＥＬ	調剤ＦＡＸ	営業日・営業時間	調剤基本料	服薬管理指導料の注1	地域支援医薬品供給対応体制加算	無菌調剤加算	特定薬剤管理指導加算2	在宅中心静脈栄養法加算	在医麻薬持続注加算	連携強化加算	電子的調剤情報連携体制整備体制	在宅薬学総合体制加算	バイオ後続品調剤体制加算
スギヤマ薬局池下店	愛知県	名古屋市千種区池下２－１－１４　１階	052-752-7031	052-752-8941	月－土 9：00～20：00	調基1	○	地支体2			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局春岡通店	愛知県	名古屋市千種区春岡通７丁目２８番地の１	052-757-5512	052-757-5513	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局杁中店	愛知県	名古屋市昭和区滝川町31番地8 小出ビル１階	052-861-2311	052-861-2300	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体2			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局松原店	愛知県	名古屋市中区松原３丁目４番５号	052-331-8401	052-331-8408	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局塩付通店	愛知県	名古屋市昭和区塩付通６丁目７８番地	052-858-5661	052-858-5665	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局名東本通店	愛知県	名古屋市名東区名東本通４丁目２５番地	052-753-4481	052-753-4451	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局植田店	愛知県	名古屋市天白区元植田一丁目９０６番地	052-807-6602	052-807-6603	月－日 10：00-21：00	調基1	○	地支体3		○	○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局奥条店	愛知県	常滑市奥条４丁目９８番	0569-36-0811	0569-36-0812	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局加木屋店	愛知県	東海市加木屋町大清水５６４番地	0562-31-3251	0562-31-3252	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1		○	○		○	○		○
スギヤマ薬局神の倉店	愛知県	名古屋市緑区藤塚１丁目１０３番地	052-879-2731	052-879-2732	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局豊店	愛知県	名古屋市南区豊四丁目１８番４８号	052-819-5131	052-819-5132	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局笠寺店	愛知県	名古屋市南区白雲町１６９番地	052-819-6191	052-819-6192	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3		○	○		○	○		○
スギヤマ薬局黒沢台店	愛知県	名古屋市緑区黒沢台四丁目1610番地	052-879-5212	052-879-5214	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局平子店	愛知県	名古屋市南区平子二丁目９番１８号　2階	052-823-6201	052-811-7710	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局天白島田店	愛知県	名古屋市天白区島田五丁目１０１番地　2階	052-680-8521	052-846-7030	月－土 9:00～19:00 第2・4日曜9:00-13:00	調基3イ	○	地支体1		○	○		○	○		○
スギヤマ薬局大治店	愛知県	海部郡大治町大字馬島字山西３９	052-445-1202	052-445-1241	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体2			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局南陽店	愛知県	名古屋市港区小賀須４丁目６１７番地	052-304-6772	052-304-6773	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局入場店	愛知県	名古屋市港区入場一丁目2205番地	052-398-8112	052-398-8113	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体2			○		○	○		○
スギヤマ薬局中島新町店	愛知県	名古屋市中川区中島新町２丁目1507番地	052-365-7221	052-365-7222	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○		○
スギヤマ調剤薬局御器所店	愛知県	名古屋市昭和区阿由知通4-7 グローバル御器所１階	052-842-2112	052-842-2757	月火水金 9：00～19：00 土 9：00～16：00	調基1		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ調剤薬局高見店	愛知県	名古屋市千種区高見１－１－５　よこちビル１階	052-752-5600	052-752-5633	月－金 9：00～18：00	調基3イ		地支体1		○	○		○	○		○
スギヤマ調剤薬局島田店	愛知県	名古屋市天白区土原四丁目４０２番地	052-806-8611	052-806-8815	月火水金 9：00～20：00 木 9:00～15:00　土 9:00～13:00	調基3イ		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ調剤薬局サンクレア池下店	愛知県	名古屋市千種区覚王山通8-70 ｻﾝｸﾚｱ池下東棟４階	052-764-5271	052-764-5277	月－金 9：00～19：00 土 9：00～13：30	調基1	○	地支体2			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ調剤薬局今池店	愛知県	名古屋市千種区今池四丁目１１－５	052-745-5281	052-745-5282	月－金 8：30～19：00 土 8：30～13：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ調剤薬局中村日赤前店	愛知県	名古屋市中村区元中村町三丁目３番地　1階	052-486-2251	052-486-2252	月－金 8：30～17：30	調基3イ		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局調剤センター	愛知県	古屋市千種区高見一丁目1番2号　エムズビレッジ101	052-753-9331	052-753-9200	火－金 10：00～13：00	調基1		地支体1			○		○			
スギヤマ薬局扶桑店	愛知県	丹羽郡扶桑町大字高雄字宮島２２２番地	0587-50-5721	0587-50-7011	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局緑店	愛知県	一宮市緑三丁目１０番２０号	0586-26-6831	0586-26-6832	月－土 9：00-19：00	調基1	○	地支体2			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局松降通店	愛知県	一宮市松降通８丁目５番地	0586-26-4161	0586-26-4162	月－金 9:00-19:30 土 9：00-19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局住吉店	愛知県	一宮市住吉一丁目19番6	0586-52-7811	0586-52-2221	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局津島北店	愛知県	津島市松原町28番地3	0567-31-9351	0567-31-6731	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局千代田店	愛知県	名古屋市守山区小幡南３丁目１－４１	052-725-8771	052-792-8925	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体2			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局白壁店	愛知県	名古屋市東区芳野一丁目1番5号	052-930-6681	052-930-6682	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局杉栄店	愛知県	名古屋市北区杉栄町二丁目38番地	052-982-7561	052-982-7288	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局大永寺店	愛知県	名古屋市守山区川宮町64番地　2階	052-715-3441	052-715-4321	月－土 9：00～19：00	調基3イ	○	地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局清水店	愛知県	名古屋市北区清水三丁目12番9号　2階	052-938-5811	052-938-5556	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3		○	○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局四軒家店	愛知県	名古屋市守山区白山二丁目１０１－１	052-777-0035	052-777-3491	月－土 9：00～19:00	調基1	○	地支体3		○	○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局本地店	愛知県	瀬戸市西原町２丁目９５番地	0561-89-6712	0561-89-6713	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体2			○		○	○		○
スギヤマ薬局印場店	愛知県	尾張旭市東印場町二丁目15番地13	0561-51-6511	0561-51-6512	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局赤重店	愛知県	瀬戸市幡野町295番地1	0561-85-1161	0561-85-1160	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局三郷西店	愛知県	尾張旭市南原山町赤土200番地	0561-76-0101	0561-76-1111	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ調剤薬局平手店	愛知県	名古屋市北区平手町1丁目10番地	052-919-0051	052-919-0057	月－金 9：00～19：00 土 9：00～12：00	調基1	○	地支体3	○	○	○	○	○	○	在薬総1	○
スギヤマ調剤薬局西志賀店	愛知県	名古屋市北区西志賀町1丁目117番地5	052-919-0601	052-919-0600	月－金 9：00～18：00	調基1		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ調剤薬局小牧店	愛知県	小牧市常普請一丁目３０３番地	0568-71-5681	0568-42-0208	月－金 9：00～18：00	調基3イ		地支体1	○	○	○	○	○	○		○
スギヤマ調剤薬局春日井店	愛知県	春日井市南下原町３丁目５番地５	0568-86-8611	0568-86-8612	月－金 8：30～17：30	調基3イ		地支体1		○	○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ調剤薬局尾張旭店	愛知県	尾張旭市平子ヶ丘町２丁目２番１６	0561-55-0151	0561-55-0150	月－金 8：30～17：30	調基3イ		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ調剤薬局ｹｱﾀﾞｰﾃﾞﾝ春日井店	愛知県	春日井市下市場町４丁目13番11	0568-86-9411	0568-86-5455	月火水金 9:00～19：00 木 9:00～17:00　土 9:00～14:00	調基3イ		地支体1	○		○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局美里店	愛知県	豊田市広川町１０丁目55-1番地	0565-87-3061	0565-87-3062	月－土 10：00-19：00	調基1	○	地支体2			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局豊田浄水店	愛知県	豊田市浄水町伊保原459番地1	0565-46-9921	0565-46-9922	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局陣中店	愛知県	豊田市陣中町2丁目1番地1	0565-63-5761	0565-63-5181	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体2			○		○	○		○
スギヤマ薬局野見山店	愛知県	豊田市泉町二丁目28番地	0565-85-8871	0565-85-0080	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局宮上店	愛知県	豊田市宮上町三丁目58番地2	0565-41-3162	0565-41-3071	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局三ノ輪店	愛知県	豊橋市三ノ輪町字本興寺１５－２	0532-65-8761	0532-65-8762	月－日 9：00～21：00	調基1	○	地支体3		○	○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局花田店	愛知県	豊橋市花田町字荒木４９－１	0532-34-7811	0532-34-7812	月－土 9：00～19：30	調基1	○	地支体3		○	○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局舟原店	愛知県	豊橋市舟原町１７４	0532-21-7161	0532-21-5361	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体1		○	○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局宝店	愛知県	蒲郡市宝町３７７-２番地	0533-66-3005	0533-69-8770	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局新城店	愛知県	新城市南畑３７番地の５	0536-24-3037	0536-24-3038	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体1		○	○		○	○		○
スギヤマ薬局形原店	愛知県	蒲郡市形原町亀井３０番地の1	0533-58-4322	0533-58-4323	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局新城東店	愛知県	新城市平井字原125番地1	0536-24-3500	0536-24-3522	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1		○	○		○	○		○
スギヤマ薬局高師店	愛知県	豊橋市上野町字上野１２４番地６	0532-38-8441	0532-38-8448	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1		○	○		○	○		○
スギヤマ薬局豊川インター店	愛知県	豊川市豊が丘町192番地	0533-80-2401	0533-80-2402	月－土 9：00～19：00	調基1		地支体1		○	○		○	○		○
スギヤマ薬局香久山店	愛知県	名古屋市名東区梅森坂三丁目2108番地	052-705-8531	052-705-8532	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体2			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局ユータウンながくて店	愛知県	長久手市市が洞二丁目1313番地	0561-64-2231	0561-64-2232	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局米野木店	愛知県	日進市米野木台二丁目2608番地	0561-75-5451	0561-75-5466	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局藤が丘北店	愛知県	長久手市荒田11番地1	0561-65-5761	0561-65-5677	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3		○	○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ調剤薬局豊川店	愛知県	豊川市八幡町鐘鋳場120番地2	0533-83-8051	0533-84-3355	月－金 8：30～17：30	調基1		地支体1		○	○		○	○		○
スギヤマ調剤薬局豊橋店	愛知県	豊橋市青竹町字青竹92	0532-34-7611	0532-34-7612	月－金 8：30～17：30	調基3イ		地支体1		○	○		○	○		○
スギヤマ薬局長良店	岐阜県	岐阜市福光東3-1-1	058-210-0232	058-210-0233	月－金 9：00～20：00 土 9：00～19：00	調基1	○	地支体2			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ調剤薬局羽島市民病院前店	岐阜県	羽島市竹鼻町狐穴字東百石3424番1	058-394-6311	058-393-0333	月－金 8：30～17：30	調基3イ	○	地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局羽島店	岐阜県	羽島市竹鼻町狐穴小堤１０６０－１	058-391-1403	058-391-8546	月－土 9：00～19：00	調基3イ		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ調剤薬局多治見店	岐阜県	多治見市前畑町５丁目８５－２	0572-24-6934	0572-24-6856	月－金 8：30～17：30	調基3イ		地支体1		○	○		○	○		○
スギヤマ薬局滝呂店	岐阜県	多治見市滝呂町６－１２７	0572-21-3601	0572-22-1271	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○		○
スギヤマ薬局土岐店	岐阜県	土岐市土岐口中町４丁目７８番地の１	0572-53-0343	0572-53-0344	月－土 8：30～19:30	調基1	○	地支体2			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局久保田店	三重県	四日市市久保田一丁目６番５６号	059-350-2100	059-350-2128	月－土 9：00～19：00	調基1	○	地支体3		○	○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ調剤薬局ときわ店	三重県	四日市市城西町１５－３９	059-350-8872	059-350-8873	月火金 9：00～19：00 水 9:00～19:30　土 9:00～13:30	特調基A		地支体1			○		○	○		○
スギヤマ薬局笹川店	三重県	四日市市西日野町１５９５	059-322-8112	059-322-8113	月-土 10：00-19：00	調基1	○	地支体3			○		○	○	在薬総1	○
スギヤマ薬局菰野店	三重県	三重郡菰野町菰野９７８番地１	059-391-0561	059-391-0562	月－土 9：00～19：00	調基3イ	○	地支体1			○		○	○		○

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

第１節　調剤技術料

令和８年５月28日（一部修正）日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料１	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料２	○	処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・月4,000回超、上位３の保険医療機関の集中率70%超 ・月600回超～4,000回以下、集中率85%超 （ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象） ・特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料３	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ）・月3.5万回超～40万回以下、集中率85%超 ・月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ロ）・月40万回超、集中率85%超 ・月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ）・月40万回超、集中率85%以下	イ）25点 ロ）20点 ハ）37点
④ 特別調剤基本料Ａ	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）＆集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援・医薬品供給対応体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料Ｂ	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃　（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算１	○	医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算２		調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算３		調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算４		調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算５		調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋選択7以上	59点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の掲示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算１	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	30点
在宅薬学総合体制加算２		同加算１の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、 それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	－	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール。既存薬局は除く。	▲15点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下　190点 8日分以上 10点／1日分 29日分以上　400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき　※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（15歳未満 237点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（15歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合（　〃　）または 原液を無菌的に充填	69点（15歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤			90点
液剤			45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	
錠剤、ﾄﾛｰﾁ剤、軟・硬膏剤、ﾊﾟｯﾌﾟ剤、ﾘﾆﾒﾝﾄ剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき　※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第２節　薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬		1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、 28日分以上 60点
② 内服薬以外			10点
調剤時残薬調整加算		7日分以上の残薬調整	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）	(○)	イ）3カ月以内の再調剤かつ手帳による薬剤情報提供を行った患者	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点
	(○)	ロ）イ）の患者以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象。	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		イ）3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）／②の患者（②と合わせて月４回まで）	45点
		ロ）在宅患者	59点
		ハ）在宅患者で患者の状態の急変等に伴い行った場合	59点
		ニ）イ・ロ・ハ以外	
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算１		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算２	○	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算３		イ）医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5点
		ロ）選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		吸入薬の処方患者（喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ）、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患家を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料（特例）	－	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料１		月1回まで	185点
外来服薬支援料２		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料１		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料２		複数の医療機関から内服薬６種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点（令和9年6月1日から）
調剤後薬剤管理指導料		地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	
		1）糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更	60点
		2）慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点
服薬情報等提供料１		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料２		薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ）保険医療機関、ロ）リフィル処方箋の調剤後、ハ）介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料３		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	650点
② 単一建物患者 2～9人		必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）、	320点
③ 単一建物患者 10人以上		保険薬剤師1人につき週40回まで	290点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応　※新興感染症対応含む	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が	500点
② ①以外		必要な患者は原則として月8回まで）、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	200点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者／居住者１人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者／居住者１人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第３節　薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃　（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料Ａ・Ｂの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第４節　特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第５節　その他

項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から 8点）
調剤物価対応料	処方箋受付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から 2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	○	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人			379単位
③ 単一建物居住者 10人以上			342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導			46単位
麻薬管理指導加算			100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算			所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算			所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算			所定単位数の 5%

スギヤマ薬品グループ プライバシーポリシー

スギヤマ薬品グループ（以下「当社」といいます）は、お客様の個人情報を保護することが当社の重要な責務であると考え、以下の方針を掲げ徹底して努めてまいります。

1. お客様の個人情報の定義
 当社では、お客様の個人情報とは次のものと定義いたします。
 お客様個人を特定し得る／お客様の「氏名」「住所」「電話番号」「生年月日」「性別」「クレジットカード情報」／「メールアドレス」「過去の当社商品購入履歴」等、お客様個人を特定し得ないお客様の「IP アドレス」「ブラウザの種類」等

2. 法令遵守
 当社は、法令およびその他の規範を遵守のうえ個人情報を取り扱います。

3. 収集・利用
 当社は、お客様からご提供頂きました個人情報を、ご提供頂く際にお知らせした利用目的の範囲内で利用します。また、医薬品や医療機器の販売に伴い、お客様からご提供頂きました個人情報を、購入したお客様への情報提供用として利用します。また、お客様の当社購入履歴を、お客様へのサービス提供や当社（スギヤマ薬品グループ）該当店舗等での管理に利用させて頂くことがあります。なお、当社商品購入履歴の利用を望まれない場合には、お申し出ください。

4. 第三者への開示
 当社は、お客様からご提供頂いた個人情報を、法令の規定、裁判所の命令、その他開示するにあたって正当な理由が存在する場合を除き、第三者に開示・提示したり、同意頂いた目的以外に使用することはありません。

5. 安全管理措置
 当社は、個人情報への不正アクセス又は個人情報の漏えい、その他の個人情報の安全管理のために、技術的及び組織的にセキュリティ対策を講じます。

6. 法令・規範の改善
 当社は、個人情報に関して適用される法令・規範を遵守するとともに、お客様の個人情報の保護を徹底するため、上記項目の取組みを必要に応じて見直し改善します。

【調剤業務における個人情報の取り扱いについて】

1.当薬局では、患者様より知り得た個人情報を厳重に管理いたします。

2.当薬局では、保険証・新規患者アンケートは、薬歴（お薬のカルテ）に記録する情報として、同意のもと記入をお願いしています。

3.当薬局では、患者様より知り得た個人情報（薬歴を含む）を下記の目的にて使用させて頂きます。
- ■当薬局（スギヤマ薬品グループ内）における調剤業務の提供。
- ■医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、 ご住所や緊急時の連絡先など）とその連絡。
- ■病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携。
- ■病院、診療所などからの照会への回答 ・ ご家族などへの薬に関する説明。
- ■医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）。
- ■調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料。
- ■当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習。

4.来局により知り得た情報を厳密に管理し、法律等の正当な事由がある場合を除き、譲渡、開示等を一切致しません。

5.当薬局の従業員とは、機密保持契約により厳密な管理・指導を実施しております。

6.当薬局に出入りする業者とは、機密保持契約により厳密な管理・指導を実施しております。

7.当薬局では災害などの緊急時においても、患者様の個人情報や薬歴（お薬のカルテ）を迅速に復旧し早期に業務を再開出来るよう、外部業者においても情報を安全に保管しております。

8.薬歴（お薬のカルテ）の保管義務は、3 年間又は 3 年以上であり、当薬局は管理責任者設置のもと管理しております。保管期間を過ぎた薬歴等においても、個人情報が漏れることのないよう厳正な処理のうえ、破棄しています。

株式会社スギヤマ薬品グループ
〒464-8561 名古屋市千種区内山二丁目 13 番 9 号

居宅療養管理指導のサービス提供に係る
重要事項および運営規定

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第３７号第８条に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項および運営規定は次の通りです。

１．事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、当事業者の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

２．提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

居宅療養管理指導等サービス
①　当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅（入所施設）を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。なお、当事業所内設備で調剤が困難な場合等は、当社グループ内事業所、もしくは近隣の協力薬局で調剤を行い訪問します。 ②　サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。 注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

３．訪問する担当薬剤師

①保険薬剤師に登録した薬剤師とします。

②常に身分を称するものを携帯させることとします。

４．営業日時等

①原則として保険薬局として許可された営業日/営業時間とします。

②従事する薬剤師の勤務体制により、対応できる日時が変動いたします。訪問日時に関しては事前に調整をはかり対応します。

５．事業の実施地域

①当事業者の保険薬局がある地域（愛知県、岐阜県、三重県）とします。

②当事業者の保険薬局の名称・住所・連絡先は「薬局情報一覧」を参照してください。

６．緊急時の対応等

①緊急時等の体制として、携帯電話等により２４時間常時連絡が可能な体制を取っています。

②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

7．訪問業務継続の為の対応

地震や台風等での被災・停電等や営業時間外等店舗単独の事情により当事業所内設備で調剤や訪問が困難な場合は、当社グループ内事業所、もしくは近隣の在宅協力薬局で調剤し訪問業務の継続を行います。その際、調剤・訪問に必要な個人情報は共有させていただきます。個人情報の保護・管理は当社プライバシーポリシーに則り徹底いたします。

8．利用料

①当事業者のサービス利用料は、厚生労働大臣の定める介護報酬告示上の額となります。

別紙「サービス利用料について」をご参照ください。

②薬代や薬剤の調整に係る費用の一部をご負担いただきます。

※改定毎にサービス利用料/負担割合は変動します。

9．虐待防止のための措置

虐待の防止のための対策を検討する委員会を年１回以上開催し、その内容を 従業員に周知する。また、従業員に対する研修を実施する。 虐待と思われる行為（暴言や威圧的な態度等）を禁止するとともに、虐待が 発生した場合、又は発見した場合は直ちに上長に報告をし、厳正に対処します。

10．苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

連絡先

名称　株式会社ドラッグスギヤマ

住所　名古屋市千種区内山2-13-9　電話　052-733-8001

別紙）　サービス利用料について

2024年6月1日現在

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています

①居宅療養管理指導サービス提供料（居宅療養管理指導費）として

1.単一建物居住者が1人の場合・・・

１回について 518円(1割負担) / 1036円(2割負担) / 1554円(3割負担)

2.単一建物居住者が2～9人の場合・・・

１回について 379円(1割負担) / 758円(2割負担) / 1137円(3割負担)

3.1及び2以外の場合・・・

１回について 342円(1割負担) / 684円(2割負担) / 1026円(3割負担)

4.情報通信機器を用いる場合（月4回を限度）・・・

１回について 46円(1割負担) / 92円(2割負担) / 138円(3割負担)

・算定する日の間隔は６日以上、かつ、月４回を限度とする。ただし、末期の悪性腫瘍の患者、注射による医療用麻薬の投与が必要な患者及び中心静脈栄養法の対象患者にあっては、週２回かつ、月８回までが限度となります

②医療用麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

１回につき①に次の負担金が加算されます 100円(1割負担) / 200円(2割負担) / 300円(3割負担)

③医療用麻薬持続注射療法が行われている場合

１回につき①に次の負担金が加算されます 250円(1割負担) / 500円(2割負担) / 750円(3割負担)

④在宅中心静脈栄養法が行われている場合

１回につき①に次の負担金が加算されます 150円(1割負担) / 300円(2割負担) / 450円(3割負担)

注１）上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます

注２）上記の利用料等は厚生労働省告示第１２４号に基づき算定しています
算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します

注３）居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです

注４）利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該薬局が居宅療養管理指導を行う利用者の人数を「単一建物居住者の人数」という
ただし、以下の場合は(単一建物居住者が１人の場合）とみなします

a.当該建築物で居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合
b.当該建築物の戸数が20戸未満であって、居宅療養管理指導を行う利用者数が２人以下の場合
c.当該建築物に同居する同一世帯に、居宅療養管理指導を行う利用者数が２人以上の場合

注５）利用者が居住する建築物の居住人数により金額は月ごとに変動する場合があります